



# 文教福祉常任委員会

**議案第10号 南相馬市重度心身障がい者医療費に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**質疑** 先の国会で成立した

肝炎の救済に関わる法律とは直接の関係はないのか伺う。

**答弁** 今回の改正は、薬害肝炎訴訟の結審の際に出た肝炎の障がい者手帳交付を認めるものである。  
審査の結果、原案の通り可決。

**議案第25号 平成22年度南相馬市一般会計予算について**

**討論** マイナスシーリング

をかけた上に、事業仕分けとすることで本来必要なサービスマまで削られることは容認できない。今後、肉付け予算の中で、実際にスタートしてマイナスシーリングでの支障が出る問題については、柔軟な対応を強く求めたい。

雲雀ヶ原陸上競技場改修事業については、先の議会で土地の取得の目的が立ったとの報告で議決をしたが、今回、突如として賃貸借への変更は非常に遺憾に思う。しかし、

第三種公認の更新期限も迫っており、また、財源も電源移出交付金を使うということ

で、申請時期も決っている。さらに、利用者や子供達には支障を来すことがあってならない。今後も、執行部には継続して土地取得に向け、粘り強く交渉を続けていただくこと等の意見を付して賛成。  
審査の結果、原案の通り可決。



小学校陸上競技大会  
(雲雀ヶ原陸上競技場)

**議案第26号 平成22年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について**

**質疑** 税の収納率が90%を

割って滞納が増えていているが、その理由について伺う。

**答弁** 経済状況の悪化、職者の増、会社倒産、経営難による大口滞納者の増、また、住宅や車のローン等、生活設

計の無理が影響している。さらに、臨時職員、派遣職員の増による収入低下や、核家族化の進行による担税力の低下が要因と思う。

**質疑** 資格証明書の発行割合が高いが、改善できないか伺う。

**答弁** 国保は、地域保健の役割と機能があり、地域福祉的要素を持ち、お互い支え合い助け合う制度である。滞納分については、できるだけ分納を誘導して、資格証の発行をしないよう努力していく。  
審査の結果、原案の通り可決。

**議案第28号 平成22年度南相馬市介護保険特別会計予算について**

**質疑** 施設を増やす方向と

同時に、制度自体の問題として保険料が上がる。この件をどう認識し、改善するのか伺う。

**答弁** 今の計画は、保険料をある程度抑え、制度維持ということもあり、給付・負担のバランスをとりながら、国

では居宅介護に力を入れていく。国・県に要望して良い制度にしたい。  
審査の結果、原案の通り可決。

**議案第36号 平成22年度南相**

**馬市後期高齢者医療特別会計予算について**

**質疑** 保険料の収納率をどう見込んでいるのか伺う。

**答弁** 特別徴収は100%、普通徴収の現年分は99%、過年度分は73%と見込んでいる。

**質疑** 後期高齢者医療制度の廃止に向けて、老人保健に戻すのではなく、国保への加入の検討が始まっている。現在の状況について伺う。

**答弁** この制度は、平成25年までで、それ以降はなくなるという共通の認識であり、その後は、国民健康保険、あるいは協会健保との一体化等が検討されている。県は、ワーキンググループを立ち上げて、国保を広域化できるかの検討をしていく段階である。

**反対討論** 保険料の大幅引き

上げは避けられないし、高齢者を全く別枠で差別医療をしていくという事も避けられない。即刻、老人保健に戻すべきであり反対。

**賛成討論** 現制度は、県を単位といた広域連合が保険者となり、制度が安定化されている。また、制度の変革期、見直し時期に来ている状況も考え、総合的に判断し今後精査・検討する必要があるとの意見を付して賛成。

**議案第5号 現行保育制度の堅持・拡充とゆたかな保育施策の推進について**

採決の結果、原案の通り可決。

**採択すべきの意見** 指定管理者制度に完全に移行すれば、保育の質が落ちる心配がある。また、国や地方の長期債務残高があるので、経費の節減がある。これは子供達にとっては不幸であるという意見。

**不採択すべきの意見** 執行部は、指定管理者ありきでなく、職員・保護者にも十分な説明をし理解を求めて、不安が払拭できた時に初めて具体的な話に移行するという姿勢である。また、市長も保育、職場環境が悪くならないよう留意して判断することであり、導入に当たっては議会の議決が要件でもあり、不安材料については一定程度担保できるとする意見。

採決の結果、本陳情は不採択。

**陳情第2号 国が進めようとしている「保育園(所)の給食外部調理」方式を認めず、どの子も安心して食べられる自園調理方式を拡充・推進することに**  
審査の結果、本陳情は採択。